

令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（イノシシ）

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式による企画提案を実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（イノシシ）
- (2) 業務内容 令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（イノシシ）仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）
- (4) 契約限度額 7,816,570円（消費税および地方消費税を含む）
- (5) スケジュール
 - 令和7年6月 9日（月） 公募開始
 - 6月16日（月） 質問受付締切
 - 6月19日（木） 質問への回答
 - 6月23日（月） 企画提案公募参加資格確認申請書提出期限
 - 6月27日（金） 企画提案公募参加資格の確認結果通知
 - 7月 1日（火） 企画提案書提出締切
 - 7月 9日（水） 業務委託候補者選定委員会の選定結果通知（予定）
 - 7月11日（金） 業務委託候補者と契約金額協議（予定）
 - 7月17日（木） 業務委託契約の締結（予定）

3 委託候補者の選定

- (1) 委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。
- (2) 企画提案への参加希望者は、企画提案への参加申込みを行ったうえで、仕様書の業務内容をどのような手法、体制等で実行するのか、業務を遂行するに当たっての計画、方法等について具体的に提案を行うこと。
- (3) 提案内容等については、指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行い、本業務の実施に際し最も適した提案者を委託候補者とする。

4 企画提案の参加における留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、審査および選定の対象から外し、もしくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。
 - ① 審査委員会の委員、審査および前提手続き業務に従事する職員または関係者に対し、

不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

- ② 企画提案について不正な利益を得るために連合した場合
 - ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ⑤ 企画提案参加者が5に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑥ 本公告の内容に違反すると認められる場合
 - ⑦ 企画提案参加者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ⑧ 契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、企画提案参加者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
 - ⑩ その他審査および選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (2) 企画提案への参加希望者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (5) その他
- ①提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
 - ②企画提案への参加に要する諸費用は、すべて企画提案参加者の負担とする。
 - ③本手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定するものとし、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時および計量法によるものとする。
 - ④提出された書類は、企画提案参加者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
 - ⑤配布する資料等は、本企画提案応募に係る検討以外の目的において使用することを禁止する。

5 企画提案参加者の資格

企画提案参加者となりうる必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登録されたものに限る）を有する者であること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第13条の6に該当する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福井県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者ではないこと

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 福井県税、消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

福井県農林水産部中山間農業・畜産課 鳥獣害対策室

〒915-0882 福井県越前市上太田町41-5 南越合同庁舎 3階

電話番号 0778-23-4507

FAX 0778-23-6875

E-mail chusankan@pref.fukui.lg.jp

7 企画提案の参加手続等

企画提案の参加希望者は、企画提案参加資格確認申請書等の書類を次のとおり提出しなければならない。また、同参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書等の提出期間、場所および方法

① 提出期間等

期間は公募開始の日から令和7年6月23日（月）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし、土日祝日を除く。

② 提出場所

6の場所に同じ

③ 提出方法

持参または郵便（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けない。

④ 提出書類

- ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内であれば写し可）
- エ 法人の定款
- オ 法第18条の2による認定を受けている場合、認定証の写し
- カ オの認定を受けておらず、規則第13条の6に該当する場合は、その事実が確認できる書類（安全管理体制、従事者の技能・知識状況等）

（2）企画提案参加資格要件の審査等

① 企画提案参加資格要件の審査

提出された企画提案参加資格確認申請書に基づき、企画提案参加資格要件の審査を行う。なお、必要に応じ参加希望者に対してヒアリング、書面、FAXおよび電子メールにより企画提案参加資格要件の審査に係る内容の回答要求や、関係機関への意見照会を行うことがある。

② 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者はこの企画提案に参加することができない。

③ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年6月30日（月）午後5時までに6の宛先にFAXまたは電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、この場合の回答方法はFAXまたは電子メールによるものとする。

（3）応募に関する質問の受付

本案件の応募について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間等

期間は、公募開始の日から令和7年6月16日（月）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし土日祝日を除く。

② 受付方法

「応募に関する質問書（様式第3号）」をFAXまたは電子メールで提出すること。ただし、電話により契約担当者に着信の確認をすること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 受付場所

6の場所に同じ。

④ 回答

応募に関する質問・回答書に記載された連絡先に対し、FAXまたは電子メールにより、随時回答を送付する。

質問および回答内容は、企画提案参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、申請書に記載のあった連絡先にFAXまたは電子メールで通知する。

⑤ その他

- ア 企画提案の実施後に、仕様書についての不知または不明を理由として異議の申し立てはできない。
- イ 質問者の所在地、名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 企画提案書の審査に関する質問は回答できない。

8 企画提案書等の提出等

(1) 企画提案書等の提出

企画提案の参加者は、次の場所へ書類を直接持参または郵送（書留郵便その他これに準じる方法による）で提出するものとし、FAXまたは電子メールによる提出は受け付けない。

- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出場所 6の場所に同じ。
- ③ 提出書類
 - ・「企画提案書（様式第4号）」（4部提出）
 - ・「経費見積書（様式第5号）」（1部）

(2) 企画提案書の説明

企画提案の参加者は、ヒアリングや現地調査を実施する場合がありますので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については実施することとなった時点でその旨を別途通知する。

9 委託候補者の審査および選定等

(1) 委託候補者の選定

- ① 審査委員会において、審査基準表（別表1）に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。
- ② 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。
- ③ 最も高い総得点となる企画提案の参加者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。
- ④ 企画提案の参加者が1者の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。
- ⑤ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて公募を行うものとする。この場合、今回の企画提案の参加者の再応募を妨げない。

(2) 委託候補者および審査結果の通知方法等

- ① 委託候補者および審査結果の通知方法
 - 委託候補者は福井県ホームページに公表する。また、審査結果は企画提案の参加者全員に郵送により通知する。
- ② 他の企画提案の参加者に関する審査の内容については問い合わせに応じない。

10 契約の締結

(1) 委託候補者との契約

選定された委託候補者と提出された企画提案を基本として委託契約の交渉を行い、契約内容および別途定める予定価格の範囲内で委託金額を決定し、契約を締結する。

なお、委託候補者との交渉が不調となった場合、次点となっている県の要求する基準を満たす企画提案の参加者と委託契約の交渉を行う場合がある。

(2) 契約書作成の要否および契約条項

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。また、契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。

(3) 契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第171条、第172条および173条の規定に基づき手続きを行うこととする。